

令和5年度における地域包括支援センターの評価結果について

I 評価方法等について

1 評価対象期間

令和5年4月から令和6年3月まで

2 評価方法

- ・ 評価は、広島市地域包括支援センター運営協議会において決定した「広島市地域包括支援センターの評価基準（令和5年度分）」に基づき行った。【別紙5】
- ・ 評価に当たっては、各地域包括支援センター（以下「センター」という。）がその運営状況などを踏まえて行った自己評価を基に、本年5～7月に地域包括ケア推進課が区地域包括ケア推進センター（区地域支えあい課）と連携して、各センターへのヒアリングを実施した。

【地域包括支援センターの評価項目及び項目数】（各項目を4点満点で評価）

項 目			項目数
1	共通基盤	(1) 運営体制	5 項目
		(2) 職員体制	5 項目
		(3) 広報活動	1 項目
2	地域のネットワーク構築	地域におけるネットワーク構築業務	4 項目
3	総合相談支援	総合相談業務	3 項目
4	権利擁護	(1) 権利擁護	2 項目
		(2) 高齢者虐待防止	3 項目
		(3) 消費者被害防止	1 項目
5	包括的・継続的 ケアマネジメント支援	(1) 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築	2 項目
		(2) 介護支援専門員に対する支援	2 項目
6	介護予防ケアマネジ メント	(1) 事業対象者の把握	2 項目
		(2) 介護予防ケアマネジメント	1 1 項目
7	重点事業	(1) 地域介護予防拠点整備促進事業	5 項目
		(2) 高齢者地域支え合い事業	4 項目
		(3) 在宅医療・介護連携推進事業	5 項目
		(4) 認知症地域支援体制づくり	9 項目
計			6 4 項目

Ⅱ 評価結果等について

《全体》

- 評価点の平均点は次表のとおりであった。

【評価点の状況】（いずれも4点満点）

区 分	令和5年度
全センターの平均点	3.76点
平均点の最高点	3.94点
平均点の最低点	3.54点

※ 令和5年度評価は、参考値を設けなかったことや評価基準を見直したこと（設置状況・運営体制等確認シートへの移行等による評価項目の11減）から、全体の平均点は令和4年度評価と比較できない。

- 評価点の平均点が3点を下回る項目が、「1 共通基盤」、「6 介護予防ケアマネジメント」及び「7 重点事業」に各1項目の計3項目（令和4年度3項目）見受けられた。

《個別》

1 共通基盤（全11項目）

【運営体制関係】

- 全センターが地域実態把握シートを作成し、地域の現状把握を行っている。把握した地域課題に基づき、センターが独自に作成したPDCA表などを活用し、年度当初に立てた計画に基づいて事業を実施・評価するだけではなく、多くのセンターでは、年度途中で随時計画を見直して可視化し、職員間で共有していた。
- 「介護予防ケアマネジメント担当件数」については、委託職員全体の担当件数が上限を超えたセンター（評価点1点のセンター）が15か所（令和4年度13か所）あった。委託業務の円滑な実施のために、プランナー（委託職員外）を増員するなどの対応が望まれる。

（関連する主な評価項目）

(1) 運営体制	令和5年度	令和4年度
①地域の課題分析及び事業計画の策定	3.98点	3.93点
②事業実施及び計画の見直し	3.90点	3.90点
③事業実施状況の評価	3.95点	3.90点
⑤介護予防ケアマネジメント担当件数	2.61点	2.71点

【職員体制関係】

- 「経験豊富な職員の配置」については、令和5年度からは同一センターの勤続年数のみではなく、他のセンターでの勤続年数も加えて評価を行うよう評価基準を見直したことから、平均点が大きく上昇している。

（関連する主な評価項目）

(2) 職員体制	令和5年度	令和4年度
④経験豊富な職員の配置	3.02点	2.66点

2 地域のネットワーク構築（全4項目）

- コロナ禍で会議が開催できないときでも、センター職員が個別に地域の代表者等を訪問し、現状把握や情報交換をするなど、ネットワークが途切れないように働きかけていた効果もあり、高齢者地域支え合い事業における運営委員会の再開や、認知症カフェ立ち上げに向けた協議などで、地域ケア会議の開催回数が増えていた。
- また、地域活動の再開等に伴い、センター職員が参加する地域団体主催の会議が増加しており、顔が見える関係づくりの取組を着実に進めていた。

（関連する主な評価項目）

地域におけるネットワーク構築業務	令和5年度	令和4年度
①関係機関との連携づくり	3.90点	(参考値 3.80点)
③地域ケア会議の開催	3.44点	(参考値 3.39点)

3 総合相談支援（全3項目）

- 深刻化・重度化した相談や、多世代・他分野にまたがる複合的な課題のある相談が増えてきているが、全センターにおいて必要に応じて他機関と連携して対応できていた。
- 相談記録の作成・管理及び分析・活用については、各センターで受けた相談内容を類型化し、分析していた。また、その分析結果を、全てのセンターにおいて地域課題を抽出する際の根拠とするとともに、多くのセンターにおいて、地域ケア会議や住民向けの研修会での課題を共有するための資料として活用していた。

（関連する主な評価項目）

総合相談業務	令和5年度	令和4年度
②処遇困難事例への対応	4.00点	4.00点
③相談記録の作成・管理及び分析・活用	3.71点	3.76点

4 権利擁護（全6項目）

- 高齢者虐待対応については、認知機能低下が見られる高齢者の状態を養護者が受け入れられていなかったり、適切な対応方法を知らなかったりするケースが多かったが、それだけではなく、養護者自身が疾患や障害、経済的困窮を抱えているなどの、養護者の生活を整えるための支援が必要なケースが増えており、随時支援計画を見直ししながら、他機関と連携して支援を行っていた。
- 区地域包括ケア推進センター（区地域支えあい課）と連携し、高齢者と養護者の状態や状況に応じた対応は適切に行えていたが、ケース会議への複数名参加や迅速な事務記録の作成などにおいて、不十分な点が見受けられるセンターがあった。
- また、成年後見制度の利用促進や消費者被害の防止等を図るため、パンフレットなどを活用した普及啓発や相談対応・関係機関のつなぎを行っていた。

（関連する主な評価項目）

(2) 高齢者虐待防止	令和5年度	令和4年度
②緊急性の判断や支援計画に基づいた対応状況	3.65点	4.00点
③区地域支えあい課への報告	3.80点	3.98点

5 包括的・継続的ケアマネジメント支援（全4項目）

- 全てのセンターにおいて、研修会等を通じて、介護サービス事業所同士の連携が深まるような取組を行っていた。

（関連する主な評価項目）

(1) 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築	令和5年度	令和4年度
②介護サービス事業所相互の連携	4.00点	(参考値 4.00点)

- 多くのセンターでは、アンケートの実施や各居宅介護支援事業所を巡回するなどの方法によってニーズを把握した上で、居宅介護支援事業所のケアマネジャーの介護予防ケアマネジメントに不足している視点について、研修会や連絡会を開催していた。それに加え、圏域内の主任ケアマネ連絡会を開催して、主任ケアマネジャーと共に質向上に取り組んでいるセンターや、インフォーマルサービスをケアプランに反映できるよう、地域の社会資源の紹介や見学ができるよう調整したセンターも見られた。

（関連する主な評価項目）

(2) 介護支援専門員に対する支援	令和5年度	令和4年度
②介護支援専門員のネットワーク構築	3.85点	3.27点

6 介護予防ケアマネジメント（全13項目）

- 市民からの相談時に加え、通いの場などでも積極的に事業対象者の把握に努めていた。また、基本チェックリスト非該当者には、センターが独自で作成したサロンマップなどを活用し、介護予防に取り組めるような調整や情報提供を行っていた。

（関連する主な評価項目）

(1) 事業対象者の把握	令和5年度	令和4年度
①事業対象者の把握	3.98点	4.00点
②チェックリスト非該当者への助言等	4.00点	4.00点

- 「介護予防ケアプラン作成」では、高齢者の希望を踏まえた上で、目標を具体的にスモールステップで設定し、インフォーマルサービスも組み合わせたプランが見られた一方で、疾病管理・栄養状態や口腔機能の改善の視点が不足しているプランや、サービス利用が目的化したプラン、アセスメント結果からの課題抽出が十分とは言えないプランが見られた。職種や経験年数等によるプランの質の差が生じないように、職員同士がお互いのプランチェックを行ったり、主任介護支援専門員が助言したりすることにより、どのセンター職員でも一定レベルの介護予防ケアマネジメントができるような取組を行っているセンターもあることから、こうした取組の拡大が望まれる。
- 介護予防ケアマネジメント対象者の機能改善後における一般介護予防事業等へのつなぎは、対象者の意向等によって成果につながらなかったものもあったが、センターとしても介入時からの明確な目標設定、短期集中型サービスの活用、つなぎ先の社会資源の整備など、より意識的に取り組むことが望まれる。

(関連する主な評価項目)

(2) 介護予防ケアマネジメント 介護予防ケアプラン作成	令和5年度	令和4年度
①生活機能低下の要因を考慮した支援方針 の策定状況	3.73点	3.83点
②目標志向型のケアプランの作成状況	3.78点	3.83点
⑥サービス利用後の地域とのつながり	1.88点	(参考値 2.00点)

7 重点事業**(1) 地域介護予防拠点整備促進事業（全5項目）**

- センターの地域介護予防拠点（以下「拠点」という。）担当者が、新型コロナウイルス感染症の5類移行も1つの契機として、既存拠点への運営支援や新規立ち上げ支援を行った結果、拠点数は令和4年度から48か所増加し、令和5年度末時点で977か所となっている。特に令和5年度は、今まで介入が難しかったマンション内での拠点立ち上げに力を入れたセンターが複数見られた。
- 一方で、感染予防対策として会場の人数制限を継続している拠点などもあり、参加者数が令和5年度の目標値に満たないセンターもあった。
- 介護予防の普及啓発活動や各種介護予防の取組については、地域住民の意向を重視したことで運動や認知機能向上の取組が多くなったなど、バランスよく行うことが難しかったセンターがあったが、多くのセンターではバランスよく取組を行っていた。

(関連する主な評価項目)

評価項目	令和5年度	令和4年度
②地域介護予防拠点の立ち上げ状況	4.00点	4.00点
③地域介護予防拠点の参加者数	2.68点	(参考値 3.02点)
④栄養・口腔・運動を取り入れた介護予防 の取組の実施状況	3.41点	(参考値 3.56点)

(2) 高齢者地域支え合い事業（全4項目）

- 令和5年度末現在、125か所の小学校区において見守り活動等の実施を目的とした準備委員会が立ち上がっている。
このうち、116か所の小学校区において見守り活動が始まっており、対象となる高齢者7,644人に対して、見守り協力員4,934人が声かけや見守りを行っている。
- 多くのセンターにおいて、個別訪問などで把握した地域課題をネットワーク組織に還元し、課題解決のための取組につなげている。また、市・区社会福祉協議会の生活支援コーディネーターとも連携しながら、見守り活動を通じて把握した地域課題の解決やニーズに応じた生活支援の創出に向けた支援に取り組んでいる。

(関連する主な評価項目)

評価項目	令和5年度	令和4年度
①ネットワーク組織の立ち上げと多様な 取組の実施状況	3.80点	3.88点
②個別訪問等から見えた地域課題の検討 状況	3.88点	3.93点

(3) 在宅医療・介護連携推進事業（全5項目）

- 認知症やACPなどをテーマに、地域住民にも声をかけて圏域レベルで多職種による情報交換会・事例検討会を開催し、各圏域で把握した課題を区レベルの課題へと発展させるなど、全てのセンターにおいて在宅医療・介護連携の課題解決に向けた取組を着実に進めている。

（関連する主な評価項目）

評価項目	令和5年度	令和4年度
①多職種による情報交換・事例検討会の開催状況	3.80点	(参考値 3.76点)
③課題の解決のための取組の実施状況	4.00点	4.00点

(4) 認知症地域支援体制づくり（全9項目）

- 認知症地域支援推進員及び認知症初期集中支援チーム等の関係機関と連携するなど、認知症地域支援体制づくりに取り組みつつ、認知症の人や家族に対する支援を適切に行っていた。
- 地域住民、学校、企業などを対象に認知症サポーター養成講座を積極的に開催していた。認知症サポーターを地域で認知症の人を支える具体的な活動につなげるための認知症サポーターステップアップ講座は、開催方法やつなぎ先の検討などを行ったものの、令和5年度中には実施できなかったセンターもあったが、過去の同講座の受講者が新たに活動につながるような、個別の働きかけは行っていた。
- また、認知症地域支援推進員と連携して、認知症カフェの新規立ち上げや休止中のカフェの状況把握・再開支援を行ったり、医療・介護の専門職や地域の支援者などを対象に、認知症をテーマとした事例検討会や情報交換会を行ったりするなど、認知症の人と家族等にやさしい地域づくりを着実に進めている。

（関連する主な評価項目）

評価項目	令和5年度	令和4年度
①認知症サポーター養成講座	3.98点	(参考値 3.90点)
②認知症サポーターとの連携	3.68点	(参考値 3.83点)
⑥認知症に関する事例検討会・情報交換・意見交換の開催状況	3.88点	(参考値 3.80点)
⑦認知症地域支援推進員との連携状況	4.00点	4.00点

Ⅲ 評価結果を踏まえた今後の対応

（共通基盤：運営体制関連）

- 地域の実態把握や課題分析を踏まえた実施計画の作成、評価結果の次年度計画への反映については、全てのセンターで取り組んでいる。引き続き、センター業務のPDCAサイクルが継続して行えるように支援するとともに、地域課題や計画、評価の可視化と共有の取組が促進するよう助言を行っていく。
- 介護予防支援業務の直営率と同業務の委託職員の担当件数の改善に当たっては、センターの委託職員数に応じたプランナーの配置が必要となる。引き続き、基準を満たさないセンターには、プランナーを適正配置するよう促す。

(権利擁護関連)

- 高齢者虐待防止対応について、ケース会議の複数名参加や、迅速な事務記録の作成など、組織的な対応の徹底について、改めて周知していく。

(介護予防ケアマネジメント関連)

- 地域ケアマネジメント会議やリハビリ専門職による介護予防ケアマネジメント支援、介護保険課が実施する介護予防ケアマネジメント研修などを通して、引き続き自立支援と重度化防止に資する介護予防ケアマネジメントの質向上及びケアマネジャーへの指導力養成に取り組む。

(重点事業関連)

- 地域介護予防拠点整備促進事業や高齢者地域支え合い事業は、地域の実態に即して住民が主体となった地域づくりを支援する難易度の高い業務であるが、活動発表会などの機会を通して取組内容を共有するとともに、市・区社会福祉協議会の生活支援コーディネーターとも連携して、地域診断を基に取り組むことができるよう支援する。

(改善に向けて取り組む項目)

- 区内の半数以上のセンターが「2点」以下であった評価項目の課題や改善策等については、区運営協議会において協議し、区地域包括ケア推進センター（区地域支えあい課）が改善に向けた支援を行う。【別紙8】